

経団連が「同一労働同一賃金」で提言

◆具体案を公表

経団連は、政府が検討を進めている「同一労働同一賃金」についての提言をまとめたそうです。 これによると、法改正にあたっては、<u>日本の雇用慣行や賃金体系に留意した制度の構築が望ましい</u>とし、国内経済の好循環を実現するため、正社員化の一層の推進など、非正規労働者に対する幅広い処遇改善を進める必要性を指摘しているとのことです。

- ◆提言の骨子~ポイントは以下の通りです。
- ○職務給を前提とした欧州型の導入は困難で、日本の 雇用慣行に合わせた仕組みづくりが必要。
- ○職務内容だけでなく、勤務地や職種の変更といった 様々な要素を総合的に考えて同一労働かどうか評価 すべき。
- ○非正規労働者への賃金制度の説明の充実が必要。
- ○正社員化や教育訓練の充実など、総合的な処遇改善 を進めるべき。

◆日本の実態に即した制度を

同一労働同一賃金に関しては、欧州各国ではすでに、 仕事の内容に応じて賃金が決まる「職務給」が設定 され、広く定着しています。 しかし日本では、<mark>経験や能力に応じた「職能給」や、</mark>

しかし日本では、経験や能力に応じた「職能給」や、 勤続年数や年齢に応じた「年齢・勤続給」などで基 本給を決めている企業が多数です。

そこで経団連は、「職務内容だけでなく、勤務地や職種の変更の可能性などを含めた人材活用の仕方など、様々な要素を総合的に勘案して同一の労働に当たるかどうか評価することを基本とすべき」と主張し、日本の実態に即した制度の実現を求めています。

◆政府のガイドラインや法改正への反映も 同一労働同一賃金は、安倍首相が今年1月に「1億 総活躍社会」の柱として打ち出したもので、労働者 の約4割を占める非正規労働者の処遇を改善し、格 差是正や消費拡大につなげる狙いがあります。

一方で経済界には、人件費の増加につながるとの警戒感も出ています。提言では、政府が年内をめどに 策定するガイドラインについても言及し、「明確に不合理と(各企業の労使が)認識できる事例を例示すべきだ」として、点検や改善に役立つ指針の策定を求めています。

政府は、早ければ来年にも労働者派遣法など関連法 の改正案を国会に提出する方針で、今後、厚生労働 省の審議会で法制化に向けた議論に入る予定です が、経団連は今回の提言を制度設計に反映するよう 求めています。

編集後記

梅雨明け後、東北も酷暑が続いています。合わせて夏風邪に罹っている方の話も聞きます。栄養とこまめな水分補給でこの夏も乗り切りましょう。夏風邪に効く食べ物として、白身魚・ササミ・卵・豆腐・お粥・うどん・そうめん・梅干・小松菜・じゃがいも・かぶ・大根・人参・リンゴ・ヨーグルト・オレンジ・キウイ等が挙げられるそうです。(出典:WEB「夏風邪の治し方と食べ物や食事方法のおすすめとは」風邪の知恵)また、水の事故にも要注意ですね。

東北の主なお祭りも終盤となりました。8月に入ってからほとんど晴れているので、各地の観光客動員数はまずまずだったのではないでしょうか。仙台七夕もめずらしく3日間晴れましたね。ここ上杉界隈でも手作りの七夕飾りが華やかに通りを彩っていましたが、最終日の19時過ぎには、夕方までの光景が夢だったかのようにきれいに撤収されていました。道路の隅に片づけられていた青竹から漂う香りでほんの少し祭りの後の余韻を楽しみました。

平成28年度地域別最低賃金額改定の目安

7月28日に開催された第46回中央最低賃金審議会で、 今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が 取りまとめられました。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131557.html

今後は、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考に しつつ、地域における賃金実態調査や参 考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、 各都道府県労働局長が地域別最低賃金額 を決定することとなります。(例年10月頃)

各都道府県に適用される目安のランク

A (+25円) 千葉、東京、神奈川、愛知、大阪

B (+24 円) 茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡 三重、滋賀、京都、兵庫、広島

C (+22 円) 北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井 山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、 山口、香川、福岡

D(+21円)青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最低賃金特設サイト もぜひご覧ください http://pc.saiteichingin.info/

フルタイム月額イメージ宮城県 ver. …726+22=748 円

748 $\mathbb{H} \times 168 \,\mathrm{h}$ = 125,664 \mathbb{H} 748 $\mathbb{H} \times 172 \,\mathrm{h}$ = 128,656 \mathbb{H} 748 $\mathbb{H} \times 173.58 \,\mathrm{h}$ = 129.838 \mathbb{H}

103 万 (税扶養範囲) の可能稼働時間 726 円=約 1,418 時間 → 748 円=約 1,377 時間

夏季休業のお知らせ

2016年8月11日 (木) \sim 15日 (月) まで、夏季休業をいただきます。

夏季休業中のお問い合わせにつきましては、大変 恐れ入りますが、8月16日(火)以降に順次、対応 いたします。

(Harmony)

Harmony通信 2016.08

#発行: 2016年8月10日

#編集・構成:合同会社Harmony



Harmony司法書士事務所 Harmony社会保険労務士事務所 Harmony行政書士事務所

住所:〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル4F
② TEL:022-796-9231 ⑤ FAX: 022-796-9232

© URL : http://www.harmony-office.com/

mail : info@harmony-office.com

▼ 修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/
 陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/